

平成27年度

町立保育園 入園児募集

町立保育園では平成27年4月から入園希望のお子さまの受付をします。入園を希望される方は期間内に申込手続きを行ってください。

なお、町立別海・上西春別保育園は、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」に移行した施設となります。新制度実施に伴い、保育料が変わるほか、入園申し込み時に「保育の必要性」の認定を申請し、町から「認定証」の交付を受ける『支給認定』が必要となります。

へき地保育園については、平成27年度は新制度移行の予定はありませんので、従来どおりの手続きとなります。

1 募集保育園・入園対象児童など

保育園名	定員	入園対象児童	提出書類	連絡先
別海保育園	85 (予定)	保護者等が、仕事や疾病、出産の前後やその他「保育を必要とする事由」により、昼間家庭での保育を受けることが出来ない児童で、平成27年4月2日現在で生後6ヶ月以上から就学前の児童。	<ul style="list-style-type: none"> ●支給認定申請書兼入園申込書 ●保育を必要とする事由を証明する書類（児童の両親と18歳以上65歳未満の同居者全員分） ●その他、必要に応じ町長が定める証明書（該当者のみ） 	75-2726
上西春別保育園	60			77-2040
中春別へき地保育園	60	平成27年4月2日現在で満3歳以上から就学前の児童。ただし、次の場合は条件つきで入園できます。 (1)4月から6月に3歳になる児童は4月から。 (2)7月から9月までに3歳になる児童は、3歳となる誕生日から。	●入園申込書	76-2030
上春別へき地保育園	60			75-6328
西春別へき地保育園	60			77-2344
上風連へき地保育園	50			75-7328
本別海へき地保育園	30			75-8120
豊原へき地保育園	30			76-2126

※保育園の運営内容、入園基準など詳細は町ホームページをご覧ください。下記へお問合せください。

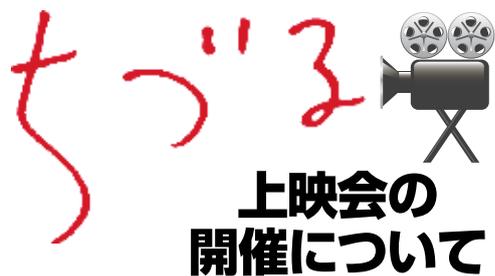
2 募集期間 平成26年12月4日(木)から平成26年12月26日(金)まで

※受付時間 午前8時45分から午後5時30分 ※土・日・祝日を除く

3 申込書類交付場所及び提出場所 福祉課子ども・子育て担当又は各保育園

問合せ/子ども・子育て担当 (内線1331・1313・1314) ・各保育園

ドキュメンタリー映画



「妹のことをどう説明したら良いかわからない。だから言葉で伝えるかわりにカメラを向けることにした」

監督である兄が、自閉症をもつ妹を一年にわたって撮影した作品「ちづる」。社会派ドキュメンタリーではなくユーモラスな日常を映した普遍的な家族の映画です。

当日は、カフェ・オーク、スワンの家の販売コーナーや託児ボランティアもありますので、ご参加ください。

- 日時：12月14日(日) 午前10時から12時30分
- 場所：別海町マルチメディア館(別海町別海旭町47番地)
- 主催：別海町 ●共催：別海町障がい者自立支援協議会

12月16日(火)に映画のみ上映いたします。

- 日時：①開場 午前10時
開演 午前10時30分から(79分)
②開場 午後1時30分
開演 午後2時から(79分)

■場所：別海町マルチメディア館
(※販売コーナー、託児ボランティアはありません。)

問合せ/社会・障がい福祉担当 (内線1311)



平成26年12月1日から 「児童扶養手当法」の一部が改正されます

児童扶養手当は、父子家庭・母子家庭などで養育されている子どもの福祉増進のために支給される手当で、子どもを養育している方（受給資格者）からの申請によって支給されます。

これまで、公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当より低い方は、その差額分を児童扶養手当として受給できるようになります。



【該当例】

- おさんを養育している相父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- 父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- 母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

手 続 き

児童扶養手当を受給するためには町への申請が必要です。
詳しくは担当へお問合せください。

支 給 開 始 日

手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。

平成26年12月から平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支給されます。

問合せ／子ども・子育て担当（内線1314）

いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。

9:45 ~ 11:30	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
12月	11日(木)	9日(火)	16日(火)
1月	8日(木)	13日(火)	20日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

地域包括支援センターから

参加
対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
- ②健康寿命を延ばす活動をしてみたい方(64歳以下でも可)。
- ③介護認定を受けていない方。

※参加費は無料です。

※新規で参加希望の方は地域包括支援センターまで申込みください。

※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いいたします。



地域包括支援センターは高齢者の介護や生活の困りごとの総合相談窓口です

■問合せ／TEL79-5500（直通） 別海町役場1階福祉部内

障害者控除対象者認定書の交付申請手続きについて

障害者手帳がない場合でも、下記の要件により高齢者の障害者控除対象者に認定されますと所得税・町道民税の控除対象となりますので、該当する方は申請してください。

- 【認定要件】**
1. 65歳以上で身体障害者手帳や療育手帳をもっていない方
 2. 介護保険の要介護認定で、介護度が要介護1～要介護5の方

以上のすべてに該当する方は、「障害高齢者日常生活自立度（寝たきり度）」及び「認知症高齢者の日常生活自立度」の基準により、障害者・特別障害者の認定を行いますので、下記までお問合せください。

■所得控除額

	控 除 額	
	所得税	町道民税
障害者	27万円	26万円
特別障害者	40万円	30万円

*今年度から、申請書様式等を精査し、申請時には印鑑が必要になりますのでご注意ください。

*障害者控除対象者認定書の交付につきましては、1から2週間程度かかりますので、確定申告時等で急ぎの方は、お早めに申請してください。

*身体障害者手帳・療育手帳または戦傷病者手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、障害者手帳等を提示すれば控除を受けられますので申請の必要はありません。

問合せ／高齢・介護福祉担当（内線1317）

防ごう！ ノロウイルス感染

ノロウイルスは、冬を中心に発生する感染胃腸炎の原因となるウイルスです。感染力が非常に強く、ごく少量のウイルスでも口から体内に入ることによって感染します。特に乳幼児や高齢者は、症状が重くなる可能性があります。



症 状 感染後、24から48時間で、吐き気、おう吐、発熱、腹痛、下痢などの症状が現れます。感染すると、ウイルスは1週間程度、糞便とともに排出されます。

感染経路 ノロウイルスに汚染された食品を食べて感染します。また、感染した人の糞便やおう吐物を介して、他の人に感染します。

予防方法

- 手洗い：せっけんと流水で十分に手を洗いましょう。使用するタオルは共用しないで一人ずつ専用にするか、ペーパータオルを使用してください。
- 消毒・加熱処理：次亜塩素酸ナトリウム（市販の家庭用塩素系消毒液）や加熱（85℃、1分以上）は効果があります。
- 糞便・吐物処理：ノロウイルスは、乾燥すると空中に漂いこれが口に入り感染することがあります。消毒後は換気を十分に行い、使用したペーパータオルや雑巾は放置、乾燥させないことが重要です。
- 下痢をしている人は、入浴はシャワーのみが一番最後に入るようにします。
- 汚物が付着した衣類は、汚物を流水で落とし、熱湯消毒（85℃、1分以上）するか、消毒液に30～60分間浸してください。（脱色する恐れがあります。使用上の注意をお読みください。）その後、他のものと別に最後に洗濯してください。

問合せ／健康管理担当 TEL75-0359